

## 小見川西地区自治協議会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、小見川西地区自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、香取市まちづくり条例の趣旨に則り、基礎的自治会活動を越えた共有する課題の解決に向けて、様々な事業活動主体とともに、計画的かつ自主的な地域連携事業等の展開を推進し、ふるさと意識の醸成、地区内住民一人ひとりの幸せづくりをはじめ、暮らしやすく豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務所を会長宅に置く。

(活動地域)

第4条 協議会の活動地域は、小見川西地区とする。ただし、本協議会が協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉事業
- (2) 環境保全事業
- (3) 防災・生活安全事業
- (4) 教育・文化・スポーツ事業
- (5) 産業振興・まちづくり事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

### 第2章 組織

(会員及び委員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条に規定する活動地域（以下「活動地域」という。）に居住する住民（ただし、同条ただし書きの地域に居住する住民は、役員会の承認を得た者とする。）
- (2) 活動地域に住所を置く事業所・団体等又は属する者で役員会の承認を得た者
- (3) その他会長が必要と認める者

2 協議会の委員は、別表に掲げる各種団体を代表する者、及び会長又は委員が推薦し、役員会の承認を得た者をもって充てる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 理事 必要な人数
- (6) 事務局長 1名

2 役員は、委員の中から総会において選出する。

(顧問及び相談役)

第8条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、その任期を含め、総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の要請に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員職務)

第9条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。

(4) 監事は、協議会の事業及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(5) 事務局長は、協議会事務を統括する。

(6) 理事は、委員を代表する。

(7) 会長を除く役員に事故あるとき、又は欠けたときの緊急やむを得ない場合は、会長が指名する他の役員がその職務を代行する。

(部会)

第10条 第5条に定める事業を遂行するため、必要に応じ、協議会に部会を置くことができる。

2 部会員は、役員会の同意を得て、会長が会員の中から任命する。

3 部会には、部会長を置く。

4 部会長は、役員会の同意を得て、会長が委員の中から任命する。

5 部会の組織運営に関し必要な事項は、役員会の承認を踏まえ、部会長が別に定める。

6 部会長は、部会員の話をよく聴き、総会への付議案件や役員会への承認案件を取りまとめるほか、円滑な組織運営に努めなければならない。

(役員及び部会員の任期)

第11条 第7条及び前条で定める役員及び部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員及び部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

2 協議会の会議に必要と認めるときは、会議に所属する以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総会)

第13条 総会は委員により構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 定期総会は毎年1回開催するほか、会長が必要と認めた場合及び委員の2分の1以上の者から招集の請求があった場合は、臨時総会を開催する。

4 総会は、所属する者の過半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によりこれを決するものとする。ただし、やむを得ない理由により出席できない場合は、その

成立及び議決について委任状をもってかえることができる。

5 総会の議事は、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第14条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 地域まちづくり計画に関すること。
- (2) 委員及び役員の選任に関すること。
- (3) 事業計画、事業内容、予算、決算に関すること。
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) その他重要事項に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、役員及び部会長により構成する。

- 2 役員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、その機能を代行する。
- 5 役員会の成立及び議決は、事前又は事後の書類審査を含め、原則として全会一致を旨とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、第13条第4項(ただし書きを除く。)及び同条第5項の規定を準用する。

#### 第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の経費は、賛助金、交付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計は、一般会計、事業会計、基金をもって運営する。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第18条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、帳簿を整備する。

#### 第5章 その他

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年12月20日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、協議会の設立の日から平成28年度定期総会の開催日までとする。ただし、再任を妨げない。

別表 各種団体を代表する者（第6条第2項）

	各種団体の名称	員数
1	織幡区	1
2	油田区	1
3	東谷区	1
4	八本区	1
5	白井区	1
6	山川区	1
7	虫幡区	1
8	木内区	1
9	上小堀区	1
10	新福寺区	1
11	民生委員・児童委員	8
12	主任児童委員	1
13	母子福祉協力員	3
14	農業委員	3
15	社会福祉協議会西地区	1
16	小見川西小学校	2
17	西小学校 PTA	2
18	清水保育園	1
19	青少年相談員	1
20	交通安全協会	1
21	神里駐在	1
22	防犯指導員	1
23	神里郵便局	1
24	高齢者クラブ	2
25	消防団	1
26	西地区婦人ボランティア	1